

岡山大学算数・数学教育学会会則

2011.6.11

- 第1条 本会は岡山大学算数・数学教育学会会則と称する。
- 第2条 本会は算数・数学教育に関する理論および実践に関する研究の発表、情報の交換、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会の事務所は岡山大学教育学部に置く。
- 第4条 本会は次の事業を行う。
- (1) 学会の開催
 - (2) 学会誌「岡山大学算数・数学教育学会誌」の発行
 - (3) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業
- 第5条 本会の会員とは、次のいずれかに該当するもので、本会の目的に賛同し、算数・数学教育の理論および実践に関する研究に従事するものをいう。
- (1) 岡山大学教育学部数学教室旧教員・教官およびこれに準ずる者
 - (2) 岡山大学教育学部学生および卒業生
 - (3) 岡山大学大学院教育学研究科教員、旧教員およびこれに準ずる者
 - (4) 岡山大学大学院教育学研究科院生および修了生
 - (5) 本学会員の推薦があった者
- 第6条 会員は会費を納入するものとする。会費は年額4,000円(学生・院生は1,500円)とする。ただし、臨時会費を徴収することがある。
- 第7条 本会に新たに入会する者は理事会の承認を得るものとする。
- 第8条 本会には、次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 幹事 若干名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 会計監査 2名
 - (7) 顧問 若干名
- 第9条 役員は次のように決める。
- (1) 会長は、岡山大学大学院教育学研究科の教員をもってあて、理事会において選出する。
 - (2) 理事は次のように定める。
 - ①岡山大学大学院教育学研究科の算数・数学教育に関心を有する教員をもってあてる。
 - ②会員のうち小学校、中学校および高等学校(特別支援学校を含む)より、会長が推薦する者を、総会において選出する。
 - (3) 副会長、幹事、会計、会計監査および顧問は、会長が委嘱する。
- 第10条 役員の仕事は次の通り定める。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
 - (3) 理事は理事会を組織し、会の運営にあたる。
 - (4) 幹事は本会の事務を処理する。
 - (5) 会計は本会の会計を処理する。
 - (6) 会計監査は本会の会計を監査する。
 - (7) 顧問は本会の運営などについての相談に応ずる。
- 第11条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。
- 第12条 総会は毎年1回以上、これを開く。
- 第13条 学会誌は、毎年1回刊行する。
- 第14条 本会の会計年度は6月第2土曜日に始まり、翌年6月第2土曜日の前日に終わる。
- 第15条 本会則の変更は理事会の決議による。
- 第16条 会の運営に関する会則以外の事項は、別に定める。
- 付則 本会則は平成5年6月12日より施行する。
- 付則 本会則は平成9年5月24日より施行する。
- 付則 本会則は平成11年6月12日より施行する。
- 付則 本会則は平成13年6月9日より施行する。但し、第6条の改訂は平成14年6月8日より施行するものとする。
- 付則 本会則は平成17年6月11日より施行する。
- 付則 本会則は平成23年6月11日より施行する。